

投資法

第1章 一般条項

第1条

本法律は、以下の目的を通じて、カンボジア王国の社会経済的発展のために、カンボジア人または外国人による質の高い投資を効果的かつ実効的に誘致及び促進するために、オープンで透明性が高く、予測可能で、投資を助長する法的枠組みを確立することをその目標とする。

- ① 経済構造の多様化及び地域的・世界的な危機への対応力を高めるために、カンボジアの競争力を高めること
- ② 資本流入の増加及び技術・知識・ノウハウの移転を促進することにより、地場産業の近代化と生産性の向上、並びに、地域と世界のサプライチェーンの接続性を強化すること
- ③ 透明性が高く、予測可能で、非差別的で、競争力があり、社会経済政策を支える投資優遇制度を確立すること
- ④ 包括的でバランスのとれた法的枠組みを確立することにより、国益に沿ったカンボジアへの投資家の権利と正当な利益を保護すること

第2条

本法律は、カンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会に登録された、すべての適格投資プロジェクト、適格投資プロジェクトの拡張、及び、投資保証のみを受ける投資プロジェクトに適用される。

第3条

本法律で用いられる以下の用語は、以下のように定義される。

「**投資プロジェクト**」とは、適格投資プロジェクト、適格投資プロジェクトの拡張プロジェクト及び投資保証のみを受ける投資プロジェクトをいう。

「**適格投資プロジェクト**」は「**QIP**」と略され、カンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会から登録証明書を受けた投資プロジェクトをいう。

「**輸出志向型 QIP**」とは、その製品の一部／全部をカンボジア王国外の購入者または受領者に販売または移転する QIP をいう。

「**裾野産業 QIP**」とは、その製品の一部／全部が輸出産業に供給される QIP をいう。

「**国内志向型 QIP**」とは輸出を目的としない QIP をいう。

「**QIP の拡張プロジェクト**」は「**EQIP**」と略され、既存の生産ラインの拡張、同一製品の生産ラインの多様化による拡張、生産性の向上や環境保護を目的とした近代的技術の導入による拡張、基本的な通信サービスを提供するためのインフラの拡張を含む（その他の形態での拡張については、政令においてこれを決定する。）、あらゆる形態での QIP の拡張をいう。

「**投資保証のみを受ける投資プロジェクト**」は「**GIP**」と略され、カンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会に登録され、GIP として、税制上の優遇措置は享受せず、投資保証のみを享受することが明記されている投資プロジェクトをいう。

「**営業日**」とは、カンボジア王国政府の公式の営業日である暦日をいう。

「**生産資材**」とは、生産工程で使用される生産に役立つ商品を含む、原材料、半製品、生産用付属品をいい、石油製品及び自動車用スペアパーツを除く。

「**カンボジア法人**」とは、カンボジア王国内に事業所を有し、登記されており、その株式の 51%以上がカンボジア国籍を有する者によって保有されている会社をいう。

「**建設機器**」とは、建設物の品質、快適性、使いやすさを向上させるために、建設物に使用されるまたは取り付けられる目的で組み立てられ、作成されまたは製造された機器、すなわち、ランプ、電線、光ケーブル、シンク、蛇口、浴槽、エレベーター、パイプをいうが、エアコンは除く。特定分野への投資活動やプロジェクトのためにエアコンを輸入する場合には別途の優遇措置が与えられ、その内容は財政法または政令で定められる。

「**者**」とは、自然人または法人をいう。

「**登録証明書**」とは、カンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会が発行する、投資プロジェクトの認定を確認する証明書をいう。

「**投資家**」とは、カンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会に登録された投資プロジェクトを実施する者をいう。

「**投資活動**」とは、施行されている法令に基づいて管轄機関が書面で承認した、設立、売買、移転、拡大または合併されたカンボジア王国での事業活動をいう。

「**投資プロジェクト登録申請**」とは、QIP 及び GIP の設定を目的として、いずれかの者がカンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会に提出する申請をいう。この申請には QIP の拡張の申請を含み、また、1 つ以上のフェーズが含まれる場合がある。

「**生産設備**」とは、生産チェーンにおいて実質的に使用される機械、装置、設備をいうが、自動車は除く。特定分野への投資活動やプロジェクトのための自動車の輸入については、財政法または政令で定める別途の優遇措置を受けることができる。

「**建設資材**」とは、建設の初期段階または拡張工事の初期段階において、QIP による投資活動のための建物の建設にのみ加工・利用される建設資材をいい、建設設備を含む。

本条で定める建設資材、建設機器及び生産設備は、投資プロジェクトに適した技術的条件と数量を有しなければならない。

「**申請者**」とは、カンボジア開発評議会または特別市・州投資小委員会に投資プロジェクトの登録を申請する者をいう。

「**政令**」とは、カンボジア王国投資法の実施に関する政令をいう。

第 2 章 カンボジア開発評議会の機関

第 4 条

カンボジア開発評議会（略称「**CDC**」）は、開発援助、民間投資及び経済特区を指揮・管理をその使命として、カンボジア王国政府の下位機関及びシングルウィンドウサービス機関としての機能を果たす執行機関として設立されるものとする。

第 5 条

- 1 CDC は、首相を議長とし、以下、副議長を 1 名以上、そして、必要に応じてその他の人員を擁する。首相は、現行法令に従って任意に、予算執行及び人材の管理並びにその編成を含む、上記第 4 条に定める使命の実効性を確保するために、CDC の業務の内、あらゆるレベルそしていずれの部分についても、これを自らに代わって指揮する権限を王国政府の人員または CDC の幹部の政府高官に対して付与することができる。
- 2 CDC の人員は勅令によって任命される。

第 6 条

- 1 CDC は以下の構造を有する。
 - ・ CDC 事務総局
 - ・ カンボジア開発援助委員会（略称「**CCDB**」）
 - ・ カンボジア投資委員会（略称「**CIB**」）
- 2 CDC 事務総局、CCDB 及び CIB は、それぞれ事務総長 1 名ずつ（必要がある場合は事務副局長が補助者として共に）によって指揮されるものとする。
- 3 CDC は必要に応じて、政令によって、更なる構造または仕組みを設けることができる。

第7条

CDC は、適用法令に基づいて、自らの個別の国家予算を有し、公務員及び任期付公務員を雇用する。

第8条

CDC の組織及び構造は勅令でこれを定める。

第3章 特別市・州レベルの投資機構

第9条

民間投資に関する審査・決定及び投資プロジェクトに関する紛争解決は、投資家に対するサービス提供の効率を上げるために、特別市・州行政の下位機関として特別市・州投資小委員会を設立することにより、王国政府の決定で、特別市・州の行政にこれらを委任するものとする。特別市・州投資小委員会の権限、投資規模、組織及び役割については、別の政令でこれを定める。

第4章 登録及び投資プロジェクトの実施

第10条

- 1 QIP、GIP または EQIP を実施しようとする者は、CDC または特別市・州投資小委員会に申請書を提出するものとする。
- 2 上記投資プロジェクト登録申請は、IT プラットフォームを通じてこれを提出することができる。

第11条

投資プロジェクト登録申請には、政令が定める情報を付するものとする。

第12条

- 1 CDC は、投資プロジェクト登録申請の受領後、シングルウィンドウサービスの仕組みを通じて、申請書の審査・決定を行うものとする。
- 2 本条第1項が定める、投資プロジェクトの登録のための申請書の審査におけるシングルウィンドウサービスの仕組みとは、CDC の調整の下、関係省庁の長からの意思決定権の

付与・委譲に従って、CDC に常駐する関係省庁の代表者が投資プロジェクト登録申請の審査及び決定を行うという仕組みである。

- 3 申請された投資プロジェクトが別の政令で定めるネガティブリストに載っていない場合、CDC は 20 労働日以内に申請者に対して登録証明書を発行するものとする。
- 4 登録証明書には、関連する登録及び投資プロジェクトの実施のために、登録された投資プロジェクトに関連するいくつかの基本データを含む、ID 番号付きのバーコード、QR コードまたはその他の技術システムが付されるものとする。
- 5 関連する登録や投資プロジェクトの実施に関する適法性の審査に携わる省庁及び機関は、申請者や投資プロジェクトを実施する者に対して、CDC が発行する登録証明書のバーコード、QR コードまたはその他の技術システムに既に含まれている情報を提供するように求めてはならない。

第 13 条

- 1 登録証明書を取得した投資プロジェクトは直ちにこれを実施することができる。ただし、投資プロジェクトは登録証明書の取得によって、適用法令が求めるその他許認可の取得を免れない。
- 2 すべての投資プロジェクトは、CDC による補助を受けるシングルウィンドウサービスの仕組みを通じて、適法性及び登録証取得のための要件を確保するために、監視及び審査の対象となるものとする。
- 3 投資プロジェクトを実施する者は、CDC が定める特定の予定に従って、投資プロジェクトの実施に関する報告書を提出するものとする。報告書の雛形に関する詳細は、CDC のガイドラインでこれを定める。
- 4 CDC が必要と認めた場合、または、投資プロジェクトの実施によって影響を受けたと主張する者からの申立てがあった場合、投資プロジェクトの実施に関する報告書の提出は、プロジェクト実施の適法性に関する実地調査を免除する根拠とはならない。

第 14 条

投資プロジェクトの特別市・州投資小委員会への登録手続は、別の政令でこれを定める。

第 5 章 投資の保証と保護

第 15 条

- 1 武力紛争、内乱または緊急事態により投資が損失を被った場合において、合理的な返還

及び補償に関するカンボジア王国政府の法律及び政策があるときは、投資家は、返還、補償またはその他の経済的救済策の提供について差別を受けることなく取り扱われる。

- 2 外国人投資家は、カンボジア王国憲法及び現行法令に規定されている土地所有権を除き、外国籍を理由に差別的扱いを受けることはない。

第 16 条

国家は、カンボジア王国内の投資家の資産に悪影響を及ぼしうる国有化措置を実施しないものとする。

第 17 条

国家は、公益性があり、かつ、以下の条件を満たす場合を除き、直接的または間接的に、承認された投資プロジェクトに影響を及ぼす収用を行ったり、それと同様の効力を有する措置をとってはならない。

- ① 差別なく行われること
- ② 公平で公正な補償が行われること
- ③ 現行の収用手続き及び適正な法的手続に従って行われること

第 18 条

カンボジア王国政府は、投資プロジェクトの製品またはサービスの価格を決定しないものとする。

第 19 条

投資家は、適用法令に従い、許可された金融中継システムを通じて自由に外貨を購入し、投資に伴う金融債務の履行のためにそれら通貨すべてを本国に送金する権利を有する。これらの送金には以下が含まれる。

- ① 初期の資本拠出を含む資本拠出
- ② 収入、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤルティ、ライセンス料、管理・技術支援料、利息及びその他投資からの収入
- ③ 投資プロジェクトを実施する会社の全部または一部の売却または解散による利益
- ④ 輸入時の支払い、並び、借入金の元金及び利金の本国への送金
- ⑤ 内乱、国による収用または没収が行われた場合における補償金の支払い

- ⑥ 裁判所による判決や仲裁決定等、あらゆる手段による紛争の解決に起因する支払い
- ⑦ その他の収入及び従業員の給与

第 20 条

投資家の知的財産は、カンボジア王国の知的財産に関する法令に基づいて保護される。

第 21 条

- 1 投資プロジェクトの実施を目的とした投資家の土地所有は、現行法令に定められている通り、カンボジア国籍を有する者にのみ認められる。
- 2 投資家は、現行法令に基づき、経済的土地コンセッションまたは永借権・定期借地権を通じて土地を使用する権利を有する。

第 22 条

- 1 本法によって投資家とみなされる者は以下の権利を有する。
 - ① 投資プロジェクトを管理・運営する資格を有するカンボジア人従業員を見つけることができない場合に、現行法令で定められた人数を超えない範囲で、投資プロジェクトを管理・運営するために外国人従業員を雇用する権利
外国人従業員の雇用許可は実際の状況に基づくものであり、永続的なものではない。
 - ② 投資プロジェクトの運営期間中、自分自身、配偶者及び未成年の子の長期滞在の一時的許可を取得する権利
 - ③ 雇用契約期間中、外国人従業員及び外国人従業員の配偶者及び未成年の子の長期滞在の一時的許可を申請する権利
 - ④ 自分自身及び外国人従業員の労働許可証を取得する権利
- 2 CDC または特別市・州投資小委員会は、投資家の要請に応じて、現行の手続に従って、長期滞在の一時的許可及び労働許可証等の申請に必要な投資家資格証明書を発行するものとする。
- 3 本条に定める労働許可証の申請のための特別な手続は、CDC と労働担当省の共同省令でこれを定める。
- 4 本条に定める長期滞在の一時的許可の申請方式及び手続は、別の政令でこれを定める。

第 23 条

- 1 投資家は、CDC 及び特別市・州投資小委員会に登録された投資プロジェクトの事業のためのアフターケアサービスを受けることができる。
- 2 前項に定めるサービス提供の条件、方式及び手続は、政令でこれを定める。

第 6 章 投資優遇措置

第 24 条

以下の分野及び投資活動は投資優遇措置の対象となる。

- ① 革新的なハイテク産業及び研究開発
- ② 付加価値の高い製品を持つ、革新性及び高い競争力を有する新産業や製造業のベンチャー企業
- ③ 地域及び世界の生産チェーンに貢献する産業
- ④ 農業、観光及び製造業に関する裾野産業、並びに、地域及び世界の生産チェーン並びにサプライチェーンに貢献する産業
- ⑤ 電気・電子産業
- ⑥ スペアパーツ、組立て及び取付け産業
- ⑦ 機械産業
- ⑧ 国内市場や輸出を目的とした農業、農産業、農産加工業及び食品加工業
- ⑨ 優先分野の中小企業及び中小企業のクラスター、並びに、工業地区及び科学技術革新地区の開発
- ⑩ 観光産業及びその他観光に関連する活動
- ⑪ 経済特区の開発
- ⑫ デジタル産業
- ⑬ 教育・職業訓練及び生産性の向上への投資
- ⑭ 健康分野への投資
- ⑮ 物理的なインフラの整備
- ⑯ 物流への投資
- ⑰ 環境管理・保護のための投資及び生物多様性・循環型経済の開発
- ⑱ グリーンエネルギー及び気候変動への順応・低減に資する技術への投資

- ⑱ 本法律に記載されていない、カンボジア王国政府が社会経済的の発展のための可能性があると判断する、その他の分野及び投資活動

第 25 条

- 1 ネガティブリストに掲載されていない、上記第 24 条に掲載されている分野及び投資活動は、QIP ステータスを証明する登録証明書を取得した後、基本税及び／または関税の全部または一部についての優遇措置を受けるものとする。
- 2 税金及び関税のいずれについても優遇措置を受けることができない、上記第 24 条に記載されている分野及び投資活動は、政令が定めるネガティブリストにおいてこれを特定する。

第 26 条

- 1 QIP として登録された投資活動は、以下の 2 つのオプションから基本的優遇措置を選択する権利を有する。

① オプション 1

- 分野及び投資活動に応じて、最初に収入を得た時点から 3 年間から 9 年間、事業所得税の免除を受ける権利

分野及び投資活動並びにそれらの事業所得税免除期間は、政令及び／または財政法でこれを定める。

QIP は、事業所得税免除期間終了後、納付すべき事業所得税総額に対して以下の累進的割合で事業所得税を支払う優遇措置を得ることができる。

- 最初の 2 年間、25%
- その次の 2 年間、50%
- 最後の 2 年間、75%
- 事業所得税免除期間中に前払税の免除を受けること
- 独立監査人による監査報告書の提出を条件として、ミニマム税の免除を受けること
- 他の法令に別段の定めがある場合を除き、輸出税の免除を受けること

② オプション 2

- 現行の税制で規定されている特別償却によって資本支出を控除する権利
- その他の特定費用について、9 年間以下の期間、最大 200%の控除を受ける権利

分野及び投資活動並びにそれらの特定費用及び控除可能期間は、政令及び／または財政法でこれを定める。

- 分野及び投資活動に応じて、特定の期間、前払税の免除を受けること（政令及び／または財政法でこれを定める。）
- 独立監査人による監査報告書の提出を条件として、ミニマム税の免除を受けること
- 他の現行法令に別段の定めがある場合を除き、輸出税の免除を受けること

2 本条第1項における優遇措置に加えて、

- ① 輸出志向型 QIP 及び輸出志向型 QIP のための裾野産業 QIP は、国の負担で関税、特別税及び付加価値税の免除を受けて、建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材を輸入することができる。
- ② 国内志向型 QIP は、国の負担で関税、特別税及び付加価値税の免除を受けて、建設資材、建設機器及び生産設備を輸入することができる。生産資材に関する優遇措置は、政令及び／または財政法でこれを定める。

3 経済特区内の QIP は、本法が定める他の QIP と同様の優遇措置及び保護を受けることができる。

第 27 条

QIP として登録された投資プロジェクトは、本法第 26 条に定める基本的優遇措置に加えて、以下の追加優遇措置を受ける。

- ① QIP の実施に必要な現地生産の生産資材の購入に関する付加価値税の免除
- ② 以下の活動について課税標準から 150% の控除
 - a. 研究、開発及びイノベーション
 - b. カンボジアの労働者・従業員への職業訓練や技能の提供を通じた人材育成
 - c. 労働者・従業員のための宿泊施設、合理的な値段で食事の提供を行う食事場所・食堂、保育所及びその他の施設の建設
 - d. 生産ラインのための機械のアップグレード
 - e. 住居から工場まで移動するための快適な交通手段、宿泊施設、合理的な値段で食事の提供を行う食事場所・食堂、保育園及びその他の施設等、カンボジア人労働者・従業員に対する福利厚生を提供
- ③ EQIP について、政令が定める事業所得税の免除

第 28 条

国家の経済発展に貢献する可能性の高い特定の分野や投資活動は、本法第 26 条及び第 27 条が定める優遇措置に加え、財政法が定めるその他の特別優遇措置を受けることができる。

第 7 章 投資プロジェクトの売買または合併

第 29 条

QIP が取得した権利、特権及びその他の権利は、当該投資プロジェクトの売買及び合併による場合を除き、第三者に移転することができない。

第 30 条

投資プロジェクトの売買または合併は、現行法令に従い、かつ、CDC または特別市・州投資小委員会への書面による要請を通じて行われる場合には、優遇措置、投資保証及びそれらに付随する義務を失うことなく、これらを行うことができる。これらの詳細な手続は政令でこれを定める。

第 8 章 投資プロジェクトの停止

第 31 条

投資プロジェクトは、以下のいずれかの場合に停止される。

- ① QIP を継続して実施することができない場合
- ② QIP を実施する法人が解散される場合
- ③ 現行法令が定める義務を履行しない場合
- ④ プロジェクトが環境、国防、公共の利益、国民の福祉に深刻な損害を及ぼす場合に関連省庁もしくは機関が求めるとき、または、投資家が求める場合

第 32 条

- 1 本法第 31 条第 1 号に基づく停止の場合、投資家は直接またはその代理人を通じて、CDC に停止の申請を行うものとする。QIP を継続することができない理由が記載され、補助書類が添付された上記申請書には、投資家またはその代理人が署名を行うものとする。
- 2 本法第 31 条第 2 号の解散による停止の場合において、解散または清算が法人の任意によるものであるときは、投資家が直接またはその代理人を通じて、CDC または特別市・州投資小委員会に停止の申請を行うものとする。

- 3 本法第 31 条第 2 号の解散による停止の場合において、解散が裁判所の決定によるときは、投資家は、裁判所の最終決定、QIP を実施する法人の解散に関する関連書類及び解約する QIP との利害関係を明記した書類を同封して、CDC または特別市・州投資小委員会に直接解約を申請することができる。
- 4 QIP は、本法第 31 条第 3 号に定められた条件に従い、CDC または特別市・州投資小委員会の裁量で停止されることがある。
- 5 本法第 31 条第 1 項乃至第 4 項に基づく請求及び裁量による停止の詳細な手続は、政令でこれを定める。

第 33 条

投資プロジェクトが停止された場合でも、投資家は税金及びその他の義務を免れることができない。

第 34 条

- 1 投資家は、現行の手続を通じて、CDC または特別市・州投資小委員会に不服申立書を提出することによって、投資プロジェクトの停止について不服を申し立てることができる。
- 2 不服申立てがある場合、CDC または特別市・州投資小委員会が当該申立に対して決定を行うものとする。
- 3 不服を申し立てた投資家は、上記申立に対する決定に不服がある場合、管轄裁判所に訴えを提起することができる。

第 35 条

投資プロジェクトが停止された場合、投資家は残余資産を海外に移転する、または、カンボジア王国内で使用することができる。投資プロジェクトが、5 年未満の期間、国の負担で関税及び付加価値税の免除を受けた上で輸入された建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材を使用する場合、当該投資家は建設資材、建設機器、生産設備及びその他の生産資材にかかる税金を支払わなければならない。それら税金は、現行法令に基づき、政令でこれを定める。

第 9 章 紛争及び紛争解決

第 36 条

- 1 投資プロジェクトに関する投資家と投資家との間の紛争は、紛争の当事者が CDC また

は特別市・州投資小委員会に書面で要請することにより、CDC または特別市・州投資小委員会による調停を通じて解決することができる。

- 2 CDC または特別市・州投資小委員会は、調停を求める書面を受け取ってから 30 日以内に、必要に応じて投資家及びその他の関係者との間で、適切な解決策を見出すための調停を手配するものとする。
- 3 上記の調停が不調に終わった場合、当該紛争は以下の方法で解決することができる。
 - ① 当事者間で合意した国内または国際仲裁
 - ② カンボジア王国の管轄裁判所

第 10 章 施行

第 37 条

本法律の発効後、カンボジア王国政府は本法律の規定を効果的かつ包括的に実施するために、本法律の施行に関する政令を制定するものとする。

第 11 章 経過措置

第 38 条

以下の政令は、新しい政令または法的文書がそれらに取って代わるまでの間、それらの効力を有する。

- ① 改正カンボジア王国投資法の実施に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 号
- ② 特別市・州投資小委員会の設立に関する 2021 年 6 月 8 日付政令第 79 号
- ③ 改正カンボジア王国投資法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 号付属書 1 第 1 節の改正に関する 2007 年 4 月 23 日付政令第 34 号
- ④ カンボジア開発評議会の組織及び機能に関する 2016 年 4 月 5 日付政令第 60 号
- ⑤ 改正カンボジア王国投資法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 号第 15 条の改正に関する 2019 年 2 月 13 日付政令第 33 号
- ⑥ 経済特区の設置及び管理に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 148 号
- ⑦ その他の関連する法律文書

第 39 条

CDC は、カンボジア開発評議会の組織及び機能に関する勅令が取って代わるまでの間、

その職務を継続するものとする。

第 40 条

- 1 投資優遇措置を受け、1994年8月5日付王国法 No.03/NS/94 によって公布されたカンボジア王国投資法、2003年3月24日付王国法 No.NS/RKM/0303/009 によって公布された改正カンボジア王国投資法、及び、その他の政令に基づいて認められた投資は、本法律及び関連する政令上、QIP とみなされる。
- 2 1994年8月5日付王国法 No.03/NS/94 によって公布されたカンボジア王国投資法、2003年3月24日付王国法 No.NS/RKM/0303/009 によって公布された改正カンボジア王国投資法、及び、その他の政令に基づいて認められた、投資優遇措置を受けていない投資、または、投資保証のみを受けている投資は、本法律及び関連する政令上、GIP とみなされる。
- 3 本法律公布以前にカンボジア開発評議会から書面によって承認された事業所得税の免除を受けている QIP は、その残額を上限として事業所得税の免除を継続して受けることができる。

第 12 章 最終規定

第 41 条

1994年8月5日付王国法 No.03/NS/94 によって公布されたカンボジア王国投資法、2003年3月24日付王国法 No.NS/RKM/0303/009 によって公布された改正カンボジア王国投資法、及び、本法律に反する規定はこれを取消す。

第 42 条

本法律は直ちにこれを公布する。